

このたびは大切な方のご逝去に心よりおくやみ申し上げます このハンドブックでは死亡に伴う各種手続きをご案内します 亡くなられた方の状況等によって必要な手続きが異なります 今後の様々な手続きに少しでもお役に立てることを願っております

> あなたのみちを、 あるけるまち。 **メ】王子**

もくじ

1	おくやみコーナーについて	P1
2	手続きにお持ちいただくもの	P2
3	市役所での手続き一覧	P3
4	市役所での手続き	P7
	保険・年金・医療	P7
	介護・高齢・障害	P12
	税金	P24
	子ども・保育・学童	P26
	その他	P29
5	市役所以外の手続き	P37
6	主な手続期限の目安	P39
7	全部事項証明書[戸籍謄本]などの	
	郵送請求についてのご案内	P40
8	戸籍郵送請求書	P42
9	市役所各種専門相談のご案内	P43
10	法定相続情報証明制度	P44
11	家系図(三親等以内の親族)	P48
12	委任状(書式例)	P49

亡くなられた方に必要な主な手続きの確認に、

「死亡後手続きガイド」をご活用ください。



おくやみコーナーについて

【おくやみコーナーとは】

おくやみコーナーとは、亡くなられたことにより生じる次のことを行う窓口です。

- 1 ご遺族に必要な市役所内での手続きの特定とそれらの手続きの受付及びご案内 (ご利用いただくと、市役所内の手続き漏れを防ぐことができます。)
- 2 市役所以外での主な手続きや相続に関する相談機関等のご案内 (手続きや相談はできません。)
- 3 相続等の手続きに必要となる戸籍全部事項証明書[戸籍謄本]等の取得手続きのご案内

来庁される方の続柄や手続きの内容によっては、 **おくやみコーナーで完結しない場合があります。** あらかじめご了承ください。

市役所での各種手続きは、本庁舎・保健所の担当部署で個別に行うこともできます。 また、一部の手続きについては各事務所で取扱いができます。

【おくやみコーナーの利用について】

おくやみコーナーのご予約は次の二次元コードから24時間受け付けます。

予約受付は当課で届出の確認ができてから可能です。



https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/soudan/001/p029179.html

(市民総務課)

・利用対象 : 亡くなった方(八王子市民)のご遺族

・窓 口: 市民総務課(市役所本庁舎1階 3番窓口)

・予 約 枠 : ① 午前9時~10時30分

② 午前10時30分~12時

③ 午後1時30分~3時

④ 午後3時~4時30分 各2組

・受付時間 : 平日 午前8時30分から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く)

※ 状況によって、ご予約いただいてもお待ちいただくことがあります。

手続きにお持ちいただくもの

ご遺族の方のもの
□ 来庁される方の本人確認書類
・写真付きのものの場合は1点
※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など
・写真付きのものがない場合は2点 ※健康保険証、年金手帳 など
□ 振込先口座のわかるもの(相続人・喪主)
□ 葬祭費用の領収書又は会葬礼状
(亡くなられた方が国民健康保険又は後期高齢医療制度に加入されて
いた場合)
□ 印鑑(相続人・喪主)※念のためお持ちください
□ 印鑑(相続人・喪主)※念のためお持ちください
□ 印鑑(相続人・喪主)※念のためお持ちください
□ 印鑑(相続人・喪主) ※念のためお持ちください亡くなられた方のもの(お持ちの方)
亡くなられた方のもの(お持ちの方)
亡くなられた方のもの(お持ちの方) 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
亡くなられた方のもの(お持ちの方) □ 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証 □ 介護保険被保険者証

- ※ 亡くなられた方とのご関係により、手続きに委任状が必要な 場合があります。(委任状書式例は49ページに掲載)
- ※ 手続きにより、上記以外にもお持ちいただくものがあります。

市役所での手続き一覧

市役所での手続きを一覧にまとめています。手続きの内容等詳細は7ページ以降をご覧ください。

区分	チェック 欄	手続名称	掲載 ページ
		国民健康保険被保険者証の返却	7
		国民健康保険葬祭費の支給	7
保 険		後期高齢者医療被保険者証の返却	8
		後期高齢者医療葬祭費の支給	8
		後期高齢者医療に関する送付物の送付先変更	8
		未支給年金	9
年金		寡婦年金	9
金		遺族基礎年金	10
		死亡一時金	10
医療		特定医療費(指定難病)受給者証の返却	11
療		東京都難病医療費等助成制度医療券(都)の返却	11
		介護保険被保険者証の返却	12
		介護保険負担割合証の返却	12
 介		介護保険各種減免認定証の返却	12
) (護)		要介護認定申請等の取下げ	12
		高額介護サービス費支給申請	13
		高額総合事業サービス費の申請	13
		高齢者福祉電話の解約など	14
		救急通報システムの解約など	14
高齢		認知症高齢者探索機器の返却	14
		在宅おむつの給付停止	14
		見守りシールの廃止	14
		身体障害者手帳の返却	15
障 害		愛の手帳の返却	15
害 		精神障害者保健福祉手帳の返却	15
		自立支援医療受給者証(精神通院)の返却	15

	心身障害者福祉手当未支払請求	16
	特別障害者手当未支払請求	16
	障害児福祉手当未支払請求	16
	経過的福祉手当未支払請求	16
	重度心身障害者手当 死亡の届出	17
	重度心身障害者手当未支払請求	17
	特別児童扶養手当資格喪失の届出	17
	特別児童扶養手当未支払請求	17
	特定疾病患者福祉手当未支払請求	17
	心身障害者医療費助成受給者証(障))の返却	18
	心身障害者医療費助成の還付申請	18
	タクシー・ガソリン費助成券の返却	18
	はり・きゅう・マッサージ助成券の返却	18
	都営交通無料乗車券の返却	18
障 害	民営バス介護人割引証の返却	19
	有料道路障害者割引ETC利用登録の削除	19
	NHK放送受信料減免の消滅	19
	心身障害者扶養共済の死亡届	19
	心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請	19
	心身障害者の扶養年金 葬祭料の申請	20
	障害福祉サービス受給者証等の返却	20
	補装具の申請取下げ	20
	補装具の支給決定辞退	20
	日常生活用具の給付決定辞退	20
	日常生活用具(継続用具(紙おむつ・ストーマ用装具))の給付決定辞退	21
	日常生活用具(福祉電話)の廃止	21
	更生医療(給付)支給認定の廃止	21
	中等度難聴児発達支援の決定取下げ	21
	八王子市在宅心身障害者緊急一時保護利用登録の辞退	21

	八王子市在宅心身障害者緊急一時保護介護人登録の辞退	22
	八王子市心身障害者(児)緊急一時保護利用登録の辞退	22
	重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人派遣資格認定登録取消し	22
障 害	重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人登録同意取消し	22
	巡回入浴の利用辞退	22
	在宅レスパイトの利用登録辞退	23
	身体障害者知的障害者グループホーム家賃助成の承認内容変更	23
	市民税・都民税相続人代表者届出	24
	市民税都民税口座廃止	24
	国民健康保険税口座廃止	24
税 金	固定資産税・都市計画税相続人代表者届出	25
	未登記家屋の所有者(納税義務者)変更	25
	固定資産税・都市計画税口座廃止	25
	軽自動車税(種別割)廃車申告(原付バイク・小型特殊自動車)	25
7	未払請求の手続き	26
子ども	児童手当・医療費助成受給者の切り替え	26
	ひとり親手当関連の申請	26
保	家庭状況の変更	27
保育施設	園児保護者負担軽減給付費の変更	27
設	一時保育、休日保育等の取消し	27
	学童保育所の退所	27
学童	学童保育所登録事項の変更	27
•	学童保育所保育料の口座振替	28
学 校	学童保育所保育料の免除	28
	就学援助の申請	28
	印鑑登録証の返却	29
その	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードの返却	29
他	市営住宅入居承継申請	30
	市営住宅返還	30

	市営住宅世帯員変更	30
	被相続人居住用家屋等確認申請書	31
	飼い犬の登録事項変更届	31
	動物の飼養又は収容記載事項変更届	31
	市霊園承継使用申請	32
	市霊園使用券記載事項変更届	32
	霊園管理料代納者設定・変更・取消届	32
	下水道使用者の変更	33
	下水道使用料障害者減免の変更	33
	定量で使用料金の認定を行っている井戸使用者の人数変更	33
	下水道事業受益者の変更	33
その	戸別浄化槽使用者の変更	33
他	浄化槽管理者の変更報告書	34
	戸別浄化槽受益者の変更届	34
	生産緑地地区指定変更届	34
	農地を相続された方の届出	34
	地域森林計画の対象森林を相続された方の届出	35
	水路占用許可の地位承継届	35
	水路占用料免除申請	35
	工場等の廃止	35
	借地権などの権利変動に関する手続き	36
	食品衛生法等の営業許可に関する承継届・廃業届	36
	医事薬事関連施設(診療所、薬局等)の廃止届	36
	環境衛生関連施設(理美容所、旅館、墓地等)の承継届・廃止届	36

市役所での手続き

保険・年金・医療

国民健康保険

1 □ 国民健康保険被保険者証の返却

国民健康保険に加入していた方の証書を返却してく

ださい。

※病院の支払い手続き終了後、ご持参ください。
※亡くなられた方が世帯主の場合には世帯員の保

険証の再発行が必要になります。

窓口: 1階13番

担当: 保険年金課 資格課税担当

電話: 620-7236 期限: お早めに

【手続きに必要なもの】

□ 国民健康保険被保険者証

□ 国民健康保険高齢受給者証(70歳から74歳の方)

2 □ 国民健康保険葬祭費の支給

国民健康保険に加入していた方の葬儀を執り行った

方の申請により、葬祭費を支給します。 ※来庁する方は、代理人でも手続きできます。 窓口: 1階12番

担当: 保険年金課 給付担当

電話: 620-7235

期限: 葬儀を行った日の翌日から

2年間

【手続きに必要なもの】

□ 葬儀を執り行ったことがわかるもの (葬儀の際の領収書又は会葬礼状など)

□ 振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など)

後	朝高齢者医療制度 		
3	□ 後期高齢者医療被保険者証の返却		
	後期高齢者医療保険に加入していた方の証書を返却 してください。 ※病院の支払い手続き終了後ご持参ください。		1階11番 保険年金課 後期高齢者医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7364
	□ 後期高齢者医療被保険者証	期限:	お早めに
	□ 限度額適用認定証(認定を受けている方)		
	□ 限度額適用・標準負担額減額認定証(認定を受けて	いる方)	
4	□ 後期高齢者医療葬祭費の支給		
		窓口:	1階11番
	後期高齢者医療保険に加入していた方の葬儀を執り 行った方の申請により、葬祭費を支給します。 ※来庁する方は、代理人でも可能です。	担当:	保険年金課 後期高齢者医療担当
	WM41 2 @2110V 1455X 4 G 2110 4 2 0	電話:	620-7364
	【手続きに必要なもの】	期限:	葬儀を行った日の翌日から
	□ 葬儀を執り行ったことがわかるもの		2年間
	(葬儀の際の領収書又は会葬礼状など)		
	□ 振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など)		
5	□ 後期高齢者医療に関する送付物の送付先変更		
	今後、亡くなられた方に関する通知類の送付先を変	窓口:	1階11番
	更する必要がある場合には、手続きをしてくださ	担当:	保険年金課
	ι _ν ,		後期高齢者医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7364
	□ 後期高齢者医療被保険者証	期限:	お早めに
	□ 申請者の本人確認書類		

年:	金		
6	□ 未支給年金 年金を受けている方が亡くなられた場合に、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金を未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。 ※老齢・遺族厚生年金の手続先は日本年金機構	窓口: 担当: 電話: 期限:	保険年金課 国民年金担当 620-7238
	 (年金事務所)です。(年金事務所の場所等は、37ページをご覧ください。) 【手続きに必要なもの】 □全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本] 又は法定相続情報一覧図(亡くなられた方との関係 □請求者の世帯全員の住民票 □亡くなられた方の住民票除票 □生計同一申立書(亡くなられた方と別世帯のとき) □亡くなられた方の年金証書 □請求者の預金通帳(コピー可) ※上記以外にも書類が必要になる場合があります 	がわかる	るもの)
7	□ 寡婦年金 国民年金の第1号被保険者として年金を納めた期間 及び免除(猶予)期間が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実婚含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。 ※亡くなった夫が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けたことがあるときは支給されません。 【手続きに必要なもの】 □ 全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本](亡くなられた□ 請求者の世帯全員の住民票 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 生計同一申立書(亡くなられた方と別世帯のとき)	期限:	

□ 亡くなられた方の年金証書(年金手帳)

□ 死亡診断書(記載事項証明書)のコピー

※上記以外にも書類が必要になる場合があります

□ 請求者の最新の(非)課税証明書、又は源泉徴収票など

□ 請求者の預金通帳(コピー可)

8	□遺族基礎年金		
	 国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格があ	窓口:	1階10番
	る方が亡くなられたときに、その方によって生計を	担当:	保険年金課 国民年金担当
	維持されていた「子のある妻(夫)」又は「子」に子 が18歳に達する年度末まで支給されます。	電話:	620-7238
	か10歳に连りる牛皮木よで又和されより。	期限:	亡くなられた日の翌日から
	【手続きに必要なもの】		5年以内(お早めに)
	□ 全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本]		
	又は法定相続情報一覧図(亡くなられた方との関係	系がわかる	るもの)
	□ 請求者の世帯全員の住民票		
	□ 亡くなられた方の住民票除票		
	□ 請求者の(非)課税証明書(死亡当時の当該年度)		
	□ 義務教育後の子の場合は在学証明書又は学生証なと	.v. -	
	□ 死亡診断書(死亡記載事項証明書)のコピー		
	□ 亡くなられた方の年金手帳		
	□ 生計同一申立書(亡くなられた方と別世帯のとき)		
	□ 請求者の預金通帳(コピー可)		
9	□ 死亡一時金		
		窓口:	1階10番
	亡くなられた方が3年以上国民年金を納付し、年金 を受けていない場合、生計を同じくしていたご遺族	担当:	保険年金課 国民年金担当
	こ支給されます。	電話:	620-7238
		期限:	亡くなられた日の翌日から
	【手続きに必要なもの】		2年以内(お早めに)
	□ 全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本]		
	又は法定相続情報一覧図(亡くなられた方との関係	がわかる	るもの)
	□ 請求者の世帯全員の住民票		
	□ 亡くなられた方の住民票除票		
	□ 生計同一申立書(亡くなられた方と別世帯のとき)		
	□ 亡くなられた方の年金手帳		
	□ 請求者の預金通帳(コピー可)		

難	病医療		
10	□ 特定医療費(指定難病)受給者証の返却		
	特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちだった方 の証書を返却してください。	窓口:	保健所(保健対策課) 本庁舎1階15番 (地域医療政策課)
	【手続きに必要なもの】	担当:	保健対策課保健対策担当
	□ 指定難病受給者証		・地域医療政策課
		電話:	645-5162 · 620-7292
		期限:	すみやかに
11	□ 東京都難病医療費等助成制度医療券(都)の返却		
		窓口:	保健所(保健対策課)
	東京都難病医療費等助成制度医療券(´都´)をお持ち だった方の医療券を返却してください。		本庁舎1階15番
	/こンにガジ区が立たので、 (ことで)		(地域医療政策課)
	【手続きに必要なもの】	担当:	保健対策課保健対策担当
	□ 東京都難病医療費等助成制度医療券(都)		・地域医療政策課
		電話:	645-5162 · 620-7292
			すみやかに
		MILM.	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
~r	nemo~		

介護・高齢・障害

護保険		
□ 介護保険被保険者証の返却		
	窓口:	1階20番
介護保険被保険者証をお持ちだった方の証書を返却	扫当:	高齢者福祉課
してく/ことい。		620-7420
 【手続きに必要なもの】		
	741tV -	05 0512
□ 介護保除負担割合証の返却		
□ / 段体恢复是引口皿 ジ	绞□・	1階20番
介護保険負担割合証をお持ちだった方の証書を返却		
してください。		
	期限:	お早めに
□ 介護保険負担割合証		
□ 介護保険各種減免認定証の返却		
 	窓口:	1階20番
万度体候台権域无応と配っての持ちたうた力の証置を 返却してください。	担当:	高齢者福祉課
	電話:	620-7420
【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
□ 介護保険負担限度額認定証		
□ 介護保険利用者負担額減額・免除認定証		
□ 生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証		
□ 要介護認定申請等の取下げ		
	窓口:	1階20番 高齢者福祉課
	担当:	介護保険課 認定審査担当
中間収1707寸例にでして\/ここい。	電話:	620-7414
【手続きに必要なもの】		
	□ 介護保険被保険者証の返却 介護保険被保険者証をお持ちだった方の証書を返却してください。 【手続きに必要なもの】 □ 介護保険負担割合証の返却 介護保険負担割合証をお持ちだった方の証書を返却してください。 【手続きに必要なもの】 □ 介護保険負担割合証 □ 介護保険各種減免認定証の返却 「養保険各種減免認定証をお持ちだった方の証書を返却してください。 【手続きに必要なもの】 □ 介護保険負担限度額認定証 □ 介護保険利用者負担額減額・免除認定証 □ 生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証	□ 介護保険被保険者証の返却

5	□ 高額介護サービス費支給申請
	介護サービスを利用していた方の自己負担額が限度 額を超えていた場合、上限額を超えた負担額を支給 する制度です。 ①過去に支給歴がなく、支給の見込みがある 場合は、申請してください。 ②過去に支給歴があり、今後も支給の見込みが ある場合は、受領者変更手続きをしてくださ い。
	【手続きに必要なもの】
	│ 申請者の印鑑 │ □ 相続人代表者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など)
	□ 怕舰人人及有の旅及元山座のわかるもの(金融機関の地域など)
6	□ 高額総合事業サービス費の申請
	総合事業サービスを利用していた方の自己負担額が 限度額を超えていた場合、上限額を超えた負担額を 支給する制度です。 ①過去に支給歴がなく、支給の見込みがある 場合は、申請してください。 ②過去に支給歴があり、今後も支給の見込みが ある場合は、受領者変更手続きをしてくださ い。
	【手続きに必要なもの】
	□ 申請者の印鑑
	□ 相続人代表者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など)
~r	nemo~

高	齢者福祉		
7	□ 高齢者福祉電話の解約など		
		窓口:	1階20番
	NTT(0120-373-116)に解約、機器返却の手続きをし てください。	担当:	高齢者福祉課
	C \ / C C V 10	電話:	620-7420
	【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
	□ なし		
8	□ 救急通報システムの解約など		
		窓口:	1階20番
	機器撤去の立ち合いができる方を、高齢者福祉課に 連絡してください。	担当:	高齢者福祉課
	建裕してください。 	電話:	620-7420
	【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
	ロなし		•
9	□ 認知症高齢者探索機器の返却		
		窓口:	1階20番
	返信用封筒が送られるので、機器を返却してくださ		高齢者福祉課
	l, γ,		620-7420
	【手続きに必要なもの】		お早めに
	□ なし	773124	
10	□ 在宅おむつの給付停止		
		窓口:	1階20番
	おむつの給付を受けていた場合は、配達業者へ連絡	担当:	高齢者福祉課
	してください。	電話:	620-7420
	【手続きに必要なもの】		お早めに
	ロなし		
11	□ 見守りシールの廃止		
		窓口:	1階20番
	見守りシールを利用していた場合は、廃止手続きを してください。	担当:	高齢者福祉課
	U C \ / C C V 10		地域包括担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7244
	ロなし		お早めに

障:	害者福祉 		
12	□ 身体障害者手帳の返却		
	身体障害者手帳をお持ちだった方の手帳を返却して	窓口:	1階21番
	ください。	担当:	障害者福祉課 手帳担当
		電話:	
	【手続きに必要なもの】	期限:	すみやかに
	□ 身体障害者手帳 □ 束亡者の大人変割ま物		
	□ 来庁者の本人確認書類		
13	□ 愛の手帳の返却		
		窓口:	1階21番
	愛の手帳をお持ちだった方の手帳を返却してくださ い。	担当:	障害者福祉課 手帳担当
	• • •	電話:	620-7245
	【手続きに必要なもの】	期限:	すみやかに
	□ 愛の手帳		
	□ 来庁者の本人確認書類		
14	□ 精神障害者保健福祉手帳の返却		
	精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方の手帳を	窓口:	
	返却してください。	担当:	
			福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
	□ 精神障害者保健福祉手帳	期限:	すみやかに
	□ 来庁者の本人確認書類		
15	□ 自立支援医療受給者証(精神通院)の返却		
, 5		窓口:	1階21番
	自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちだった	担当:	
	方の受給者証を返却してください。		福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
	□ 自立支援医療受給者証(精神通院)		すみやかに
	□ 来庁者の本人確認書類	743124	

16	□ 心身障害者福祉手当未支払請求		
10		窓口:	1階21番
	心身障害者福祉手当を受けていた方で、死亡当時同 世帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当が		
	世帯に税族等がいて、また受け取りていない子ヨが ある場合は請求ができます。	担当:	障害者福祉課
			福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 請求者の印鑑	期限:	すみやかに
	□ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳	など)	
	□ 全部事項証明書[戸籍謄本](亡くなられた方と請え	求者が同信	注所別世帯の場合)
17	□ 特別障害者手当未支払請求		
	 特別障害者手当を受けていた方で、死亡当時同世帯	窓口:	1階21番
	に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある	担当:	障害者福祉課
	場合は請求ができます。		福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 請求者の印鑑	期限:	すみやかに
	□ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳	など)	
	□ 全部事項証明書[戸籍謄本](亡くなられた方と請え		注所別世帯の場合)
		3. H.3 L.3 L	
18	□ 障害児福祉手当未支払請求		
	 障害児福祉手当を受けていた方で、死亡当時同世帯	窓口:	1階21番
	に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある	担当:	障害者福祉課
	場合は請求ができます。		福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 請求者の印鑑	期限:	
	│ □ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳)
	□ 全部事項証明書[戸籍謄本] (亡くなられた方と請え	•	よい は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
	ᆸᅠᅩᄜᆉᅲᅑᄣᇬᇀᄓᆞᅄᆙᇏᄷᆡᆝᆫᆺᇰᇰᆁᇄᇎᄭᆜᆫᅞᆑᄼ	가다이다	Li バルコ I I マンクル I I /
19			
, ,		窓口:	1階21番
	経過的福祉手当を受けていた方で、死亡当時同世帯 に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある	担当:	障害者福祉課
	場合は請求ができます。]== ·	福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
			
	□ 請求者の印鑑	, , , , , ,	すみやかに
	□ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳		
	│ □ 全部事項証明書[戸籍謄本](亡くなられた方と請え │	水省か同位	LM別世帯の場合)

20	□ 重度心身障害者手当 死亡の届出		
		窓口:	1階21番
	重度心身障害者手当を受けていた方の手続きをして	担当:	
	ください。	J	福祉・自立支援医療担当
	【手結キに必要かもの】	電紙・	620-7245
	【手続きに必要なもの】	電話:	
	□ 来庁者の印鑑	期限:	すみやかに
21	□ 重度心身障害者手当未支払請求		
	重度心身障害者手当を受けていた方で、死亡当時日	窓口:	1階21番
	常的に介護をされている方がいて、まだ受け取って	担当:	障害者福祉課
	いない手当がある場合は請求ができます。		福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
	□請求者の印鑑		すみやかに
			9 07 (-13-10
	□ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳を	-	
	□ 全部事項証明書[戸籍謄本](亡くなられた方と請求	イン 同位	E所別世帝の場合)
22	□ 特別児童扶養手当資格喪失の届出		
		窓口:	1階21番
	特別児童扶養手当を受けていた方の手続きをしてく	担当:	障害者福祉課
	ださい。		福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
		期限·	すみやかに
23	□ 特別児童扶養手当未支払請求		
	特別児童扶養手当を受けていた方で、死亡当時同世	窓口:	1階21番
	帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当があ	担当:	障害者福祉課
	る場合は請求ができます。		福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
	□ 請求者の振込先口座のわかるもの		すみやかに
			9 07 (27)
	(金融機関の通帳など)		
24	□ 特定疾病患者福祉手当未支払請求		
	特定疾病患者福祉手当を受けていた方で、死亡当時	窓口:	1階21番
	同世帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当	担当:	障害者福祉課
	がある場合は請求ができます。	•	福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
	□ 請求者の印鑑		すみやかに
			y UT MINIC
	□ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳を	· .	
	□ 全部事項証明書[戸籍謄本](亡くなられた方と請求	者か同位	LM別世帯の場合)

25	□ 心身障害者医療費助成受給者証(障)の返却		
		窓口:	1階21番
	心身障害者医療費助成受給者証(障)を利用してい	担当:	
	た方の受給者証を返却してください。	坦二・	
			福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 心身障害者医療費助成受給者証(障))	期限:	すみやかに
26	□ 心身障害者医療費助成の還付申請		
		窓口:	1階21番
	心身障害者医療費助成受給者証をお持ちの方で、保 険診療分の医療費を自己負担していた場合は、申請	担当:	
		123 •	
			福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 相続人の振込先口座のわかるもの	期限:	すみやかに
	(金融機関の通帳など)		
	□ 保険診療分の医療費の領収書		
	□ 全部事項証明書[戸籍謄本] (必要な場合があります	†)	
	口 王即事次配引自己、相信不过(必要该勿口》。0765	90/	
27			
_ '		窓口:	1階21番
	タクシー・ガソリン費助成券をお持ちだった方の助		
	成券を返却してください。	担当:	障害者福祉課
			福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ タクシー・ガソリン費助成券	期限:	すみやかに
28	□ はり・きゅう・マッサージ助成券の返却		
		窓口:	1階21番
	はり・きゅう・マッサージ助成券をお持ちだった方	担当:	障害者福祉課
	の助成券を返却してください。	. ——	福祉・自立支援医療担当
	【千结さに以亜わたの】	⊕红•	
	【手続きに必要なもの】		620-7245
	□ はり・きゅう・マッサージ助成券	期限:	すみやかに
00			
29	□都営交通無料乗車券の返却		
	都営交通無料乗車券をお持ちだった方の乗車券を返	窓口:	1階21番
	# 日本の一般では、	担当:	障害者福祉課
	A- 0 € 1/2 € V-0		福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 都営交通無料乗車券		すみやかに
	口 即白人但亦作不干力	· XIII	3 V/ Y IJ IC

30	□ 民営バス介護人割引証の返却		
		窓口:	1階21番
	民営バス介護人割引証をお持ちだった方の証書を返	担当:	
	却してください。	1==1.	福祉・自立支援医療担当
		=	
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 民営バス介護人割引証	期限:	すみやかに
31	□ 有料道路障害者割引 E T C 利用登録の削除		
		窓口:	1階21番
	有料道路障害者割引ETC利用登録していた方の登録が	担当:	障害者福祉課
	録削除の手続きをしてください。 	<i>,</i>	福祉・自立支援医療担当
	 【手続きに必要なもの】	電話:	
	□ なし	期限:	すみやかに
20			
32	□NHK放送受信料減免の消滅		
	 NHK放送受信料減免を受けていた方の消滅の手続	窓口:	1階21番
	トロトが及る文語を表現していた力の方域の子が きをしてください。	担当:	障害者福祉課
			福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 契約者の印鑑	期限:	すみやかに
		期限:	すみやかに
33		期限:	すみやかに
33	□ 契約者の印鑑		
33	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてくださ	窓口:	1階21番
33	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届		1階21番 障害者福祉課
33	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。	窓口: 担当:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当
33	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】	窓口: 担当: 電話:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245
33	□ 契約者の印鑑□ 心身障害者扶養共済の死亡届扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。【手続きに必要なもの】□ 亡くなられた方の住民票除票	窓口: 担当: 電話:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当
33	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】	窓口: 担当: 電話:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245
33	□ 契約者の印鑑□ 心身障害者扶養共済の死亡届扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。【手続きに必要なもの】□ 亡くなられた方の住民票除票	窓口: 担当: 電話:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245
33	□ 契約者の印鑑□ 心身障害者扶養共済の死亡届扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。【手続きに必要なもの】□ 亡くなられた方の住民票除票	窓口: 担当: 電話:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245
	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 加入証書 □ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請	窓口: 担当: 電話: 期限:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245
	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 加入証書 □ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請 扶養共済に加入していた場合は、保護者の方に弔慰	窓口: 担当: 電話: 窓口:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245 すみやかに
	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 加入証書 □ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請	窓口: 担当: 電話: 窓口:	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245 すみやかに 1階21番
	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 加入証書 □ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請 扶養共済に加入していた場合は、保護者の方に弔慰金が給付されます。	窓担電期窓担当	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245 すみやかに 1階21番 障害者福祉課
	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 加入証書 □ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請 扶養共済に加入していた場合は、保護者の方に弔慰金が給付されます。 【手続きに必要なもの】	窓担 電期 窓担 電	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245 すみやかに 1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245
	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 加入証書 □ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請 扶養共済に加入していた場合は、保護者の方に弔慰金が給付されます。 【手続きに必要なもの】 □ 加入していた方の住民票	窓担 電期 窓担 電	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245 すみやかに 1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当
	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 加入証書 □ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請 扶養共済に加入していた場合は、保護者の方に弔慰金が給付されます。 【手続きに必要なもの】 □ 加入していた方の住民票 □ 亡くなられた方の住民票除票	窓担 電期 窓担 電	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245 すみやかに 1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245
	□ 契約者の印鑑 □ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 □ 亡くなられた方の住民票除票 □ 加入証書 □ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請 扶養共済に加入していた場合は、保護者の方に弔慰金が給付されます。 【手続きに必要なもの】 □ 加入していた方の住民票	窓担 電期 窓担 電	1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245 すみやかに 1階21番 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 620-7245

35	□ 心身障害者の扶養年金 葬祭料の申請		
		窓口:	1階21番
	扶養年金に加入していた方の葬祭料が支給されま	担当:	
	す。	担当·	
			福祉・自立支援医療担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7245
	□ 住民票除票、全部事項証明書[戸籍謄本]など	期限:	すみやかに
	(亡くなったことが証明できるもの)		
2.			
36	□ 障害福祉サービス受給者証等の返却		
		窓口:	1階21番
	障害福祉サービス受給者証等をお持ちだった方の証 書等を返却してください。	担当:	障害者福祉課
	自守と返却してくたとい。		援護(ワーカー)担当
	【手続きに必要なもの】	雷話:	620-7367
	□ 障害福祉サービス受給者証・		すみやかに
		以 口以 •	9 07 (27)10
	地域生活支援事業等受給者証・児童通所受給者証		
37	□ 補装具の申請取下げ		
	補装具※の支給を申請中の方は、取下げの手続きを	窓口:	1階21番
	してください。	担当:	障害者福祉課
	※車いす、義肢、装具、義眼、補聴器他		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	雷託・	620-7366
	口 なし	别IK·	すみやかに
38	□補装具の支給決定辞退		
	*************************************	窓口:	1階21番
	補装具の支給決定を受け、補装具費支給券をお持ち の場合は、辞退の手続きをしてください。	担当:	障害者福祉課
	▽▽クク目の、 HT烃▽ノ 丁帆 C で C く / C C V '0		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
	□ 補装具費支給券		すみやかに
	口 佃农共良义和分	光刀以	9 05 (27) (2
22			
39	日常生活用具の給付決定辞退		
	日常生活用具の給付決定を受け、日常生活用具給付業をおけれる。	窓口:	1階21番
	券をお持ちの場合は、辞退の手続きをしてくださ い。	担当:	障害者福祉課
	• •		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ 日常生活用具給付券		すみやかに
		711K	9 V/ 1 /J IC

40	□ 日常生活用具(継続用具(紙おむつ・ストーマ用装具))の給付決	定辞退
	日常生活用具(継続用具)支給決定を受け、日常生	窓口:	1階21番
	活用具(継続用具)給付券をお持ちの場合は、辞退	担当:	障害者福祉課
	の手続きをしてください。		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ 日常生活用具(継続用具)給付券	期限:	すみやかに
41	□ 日常生活用具(福祉電話)の廃止		
		窓口:	1階21番
	日常生活用具(福祉電話)を使用していた方の廃止 の手続きをしてください。	担当:	障害者福祉課
	の Julice と O C く/とこ V · 6		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ なし	期限:	すみやかに
42	□ 更生医療(給付)支給認定の廃止		
		窓口:	1階21番
	更生医療(給付)支給認定をしていた方の廃止の手 続きをしてください。	担当:	障害者福祉課
	がにとしてくだとい。		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ なし	期限:	すみやかに
43	□ 中等度難聴児発達支援の決定取下げ		
		窓口:	1階21番
	中等度難聴児発達支援決定を受けていた方の取下げ 手続きをしてください。	担当:	障害者福祉課
	子ができるとください。		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ 中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費支給券	期限:	すみやかに
44	□ 八王子市在宅心身障害者緊急一時保護利用登録の辞退		
		窓口:	1階21番
	八王子市在宅心身障害者緊急一時保護利用登録をし ていた方の辞退の手続きをしてください。	担当:	障害者福祉課
			援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ なし	期限:	すみやかに

45	□ 八王子市在宅心身障害者緊急一時保護介護人登録の辞退		
		窓口:	1階21番
	八王子市在宅心身障害者緊急一時保護介護人登録を していた方の辞退の手続きをしてください。	担当:	障害者福祉課
	していた力の計略の手続さをしてくたさい。		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ なし	期限:	すみやかに
46	□ 八王子市心身障害者(児)緊急一時保護利用登録の辞退		
		窓口:	1階21番
	八王子市心身障害者(児)緊急一時保護利用登録を	担当:	障害者福祉課
	していた方の辞退の手続きをしてください。	3 ——	援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ 保護者の印鑑		すみやかに
		- XIII	9 07 17 12
47	□ 重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人派遣資格認定登録取	出」,	
77	□ 主汉顺江州开台开设入州)是V/州(是文/川)地区立场外/	窓口:	1階21番
	手中W性应应老人进上运生の人进上运生炎校园 <u>中</u> 及	心口· 担当:	
	重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人派遣資格認定登 録をしていた方の取消し手続きをしてください。	153 ·	援護(事務)担当
		雷红•	
	「てはさにソ来かもの」	電話:	
	【手続きに必要なもの】	期限:	すみやかに
	□ 来庁者の印鑑		
40	□ 壬戌W株点点サ人共上で東本人共上96日克取WL		
48	□ 重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人登録同意取消し		4 Pht O4 TE
	重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人登録同意をして	窓口:	1階21番
	いた方の取消し手続きをしてください。	担当:	障害者福祉課
			援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ 来庁者の印鑑	期限:	すみやかに
49	□巡回入浴の利用辞退		
	巡回入浴を利用していた方の辞退の手続きをしてく	窓口:	1階21番
		担当:	障害者福祉課
	· · · · · ·		援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7366
	□ なし	期限:	すみやかに

50	□ 在宅レスパイトの利用登録辞退		
		窓口: 1階21番	
	在宅レスパイト利用登録をしていた方は辞退の手続	担当: 障害者福祉課	
	きをしてください。	援護(事務)担当	
	【手続きに必要なもの】	電話: 620-7366	
		期限: すみやかに	
		WIEK - 907 (7) IC	
51	□ 身体障害者知的障害者グループホーム家賃助成の承認!	—————————————————————————————————————	
		窓口: 1階21番	
	身体障害者知的障害者グループホーム家賃助成を受	担当: 障害者福祉課	
	けていた方の変更手続きをしてください。	援護(事務)担当	
	 【手続きに必要なもの】	電話: 620-7366	
	□ なし	期限: すみやかに	
~r	nemo~		

税金

市民税・都民税

1 □ 市民税・都民税相続人代表者届出

納めていただく市民税・都民税がある場合、亡くなられた方に代わって納税通知書などを受け取る相続

人代表者の届出をしてください。

【手続きに必要なもの】

□ 相続人代表者の本人確認書類

窓口: 2階3番

担当: 住民税課 普通徴収担当

電話: 620-7219

期限: お早めに

2 □ 市民税・都民税口座廃止

亡くなられた方名義の口座の登録がある方は、廃止

手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

□ 届出者の本人確認書類

窓口: 2階9番

担当: 収納課・住民税課

電話: 620-7225·620-7219

期限: お早めに

国民健康保険税

3 □ 国民健康保険税口座廃止

亡くなられた方名義の口座の登録がある方は、廃止

手続きをしてください。

窓口: 2階9番

担当: 収納課

電話: 620-7225

期限: お早めに

【手続きに必要なもの】

□ 届出者の本人確認書類

固;	定資産税・都市計画税		
4	□ 固定資産税・都市計画税相続人代表者届出		
	市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)を所有していた場合、亡くなられた方に代わって納税通知書などを受け取る相続人代表者の届出をしてください。 【手続きに必要なもの】	担当:電話:	2階6番 資産税課 庶務担当 620-7251 お早めに
	【子/Nごに必要なりの】□ 相続人代表者の本人確認書類		
5			
·		窓口:	2階6番
	市内に未登記の家屋を所有していた場合、所有者の		資産税課 家屋担当
	変更手続きをしてください。		620-7356
	【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
	□ 必要書類などの詳細は、お問い合わせください		•
6	□ 固定資産税・都市計画税口座廃止		
		窓口:	2階9番
	亡くなられた方名義の口座の登録がある方は、廃止 手続きをしてください。	担当:	収納課
	3-101C 2-0 C 1/2C V 18	電話:	620-7225
	【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
	□ 届出者の本人確認書類		

軽自動車税 7 □ 軽自動車税(種別割)廃車申告(原付バイク・小型特殊自動車) 窓口: 2階2番 納税義務者となっていた方の原付バイク・小型特殊 担当: 住民税課 軽自動車税担当 自動車の廃車手続きをしてください。 電話: 620-7353 【手続きに必要なもの】 期限: 納税義務者が亡くなった日

ロ ナンバープレート

□ 届出者の本人確認書類

から30日以内

子ども・保育・学童

子	ども 手当関係		
1	□ 未払請求の手続き		
		窓口:	4階1番
	児童手当・児童扶養手当・児童育成手当を受けてい て、まだ受け取っていない手当がある方は、手続き	担当:	子育て支援課 児童手当担当
	て、よた文)取りていない子ヨルのも方は、子続さ をしてください。	電話:	620-7368
		期限:	本来支払うべきだった日の
	【手続きに必要なもの】		翌日から2年以内
	□ 子ども(手当の対象者)名義の振込先口座のわかる	らもの(金	融機関の通帳など)
2	□ 児童手当・医療費助成受給者の切り替え		
	 手当を受けていた場合は、配偶者などへ受給者を切	窓口:	4階1番
	子ヨを受けていた場合は、配摘有などへ受福有を切 り替える手続きをしてください。	担当:	子育て支援課 児童手当担当
		電話:	620-7368
	【手続きに必要なもの】	期限:	死亡日の翌日から原則
	□ 申請者及び子どもの保険証のコピー		として15日以内
	□ 申請者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳	など)	
_			
3	□ ひとり親手当関連の申請		a Pluba TT
	 配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親手当の	窓口:	
	対象となった方は、手続きをしてください。	担当:	
	※所得等により該当しない場合があります。	電話:	
		期限:	
	【手続きに必要なもの】		として15日以内
	□ 申請者及び子どもの保険証のコピー		
	□ 申請者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳	など)	
	□ 申請者及び子どもの全部事項証明書[戸籍謄本]		

保			
4	□家庭状況の変更		
	保育施設を利用していた園児または保護者が亡くなられた場合や、保育施設の入園申込をしている場合は、手続きをしてください。	窓口: 担当: 電話:	4階2番 保育幼稚園課 入所徴収担当 620-7369・620-7247
	【手続きに必要なもの】		お早めに
	ロなし	743120	05 0512
5			
	□ 图况休暖有只理程例和时更以交叉	窓口:	4階2番
	私立幼稚園に在園している園児の保護者が亡くなら	心口· 担当:	
	れた場合は、手続きをしてください。		保育幼稚園課 給付担当
	I T (t + 1 - V T t + 0)	-	620-7248
	【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
	□ なし		
6	□ 一時保育、休日保育等の取消し		
	公立保育園の一時保育や休日保育等を利用予定だっ	窓口:	4階3番
	た園児が亡くなられた場合で、事前清算されている 場合は、手続きをしてください。	担当:	子どもの教育・保育推進課
	※民間保育園の場合は、該当園で手続きをしてくだ		公立保育園運営担当
	さい。	電話:	620-7447
	【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
	□ 保護者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳	長など)	
学	童		
7			
'		窓口:	4階5番
	学童保育所に通っていた児童が亡くなられた場合		青少年若者課
	は、手続きをしてください。	153.	学童保育所担当

学	学童			
7	□ 学童保育所の退所			
	学童保育所に通っていた児童が亡くなられた場合 は、手続きをしてください。		4階5番 青少年若者課 学童保育所担当	
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7246	
	□ なし	期限:	お早めに	
8	□ 学童保育所登録事項の変更			
	学童保育所に通う児童の保護者が亡くなられた場合 は、手続きをしてください。		4階5番 青少年若者課 学童保育所担当	
	【手続きに必要なもの】	電話:	620-7246	
	□ なし	期限:	お早めに	

9 □ 学童保育所保育料の口座振替

学童保育料の納付をしている口座の名義人が亡くなられた場合は、手続きをしてください。

※口座振替により支払いしている方のみのお手続き

です。

窓口: 4階5番

担当: 青少年若者課

学童保育所担当

電話: 620-7246

期限: お早めに

【手続きに必要なもの】

□ なし

10 □ 学童保育所保育料の免除

保護者が亡くなられたことにより、世帯所得が下が り学童保育料が免除となる場合は、手続きをしてく ださい。

※免除要件に該当する方のみのお手続きです。

【手続きに必要なもの】

□ 保護者として登録される方の印鑑

窓口: 4階5番

担当: 青少年若者課

学童保育所担当

電話: 620-7246

期限: すみやかに(申請した月の

分から対象になります)

学校

保護者等が亡くなられたことにより経済的にお困り の場合には、小・中・義務教育学校の学用品・学校 給食費等の費用を援助します(所得制限あり)。

※すでに就学援助を受けている方でも申請者が切り 替わる場合には、手続きをしてください。

※原則、申請日を基準に認定日を決定します。認定 日以降の費用が、援助対象です。 窓口: 7階

担当: 学務課 学事担当

電話: 620-7339

期限: すみやかに

【手続きに必要なもの】

- □ 申請者の印鑑又は本人確認書類(免許証など)
- □ 申請者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など)

その他

印	鑑登録証		
1	□ 印鑑登録証の返却亡くなられた方の印鑑登録証は、無効となります。返却をご希望の場合は、窓口までお持ちください。【手続きに必要なもの】□ 印鑑登録証	担当:	1階7番 市民課 窓口・郵送担当 620-7232 なし
	/ 5 10 10 10 10 10 10 10	= 1 1%	
	イナンバーカード・通知カード・住民基本台帳		
2	□ マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カート 亡くなられた方の住民基本台帳カードは、無効となります。返却をご希望の場合は、窓口までお持ちください。 ※マイナンバーカード・通知カードは他の手続きで必要となる場合があります。手続き終了後、ご持参ください。 【手続きに必要なもの】 □ マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳	窓口: 担当: 電話: 期限:	1階7番 市民課 窓口・郵送担当 620-7232 なし
~r	memo~		

住	宅		
3	□ 市営住宅入居承継申請 家族と市営住宅にお住まいで、かつ、名義人であった場合、名義人変更の手続きをしてください。 ※名義人変更については諸条件があります。 【手続きに必要なもの】 □ 申請者の実印(印鑑登録をしている印鑑) □ 申請者の印鑑証明書		5階 住宅政策課 市営住宅担当 620-7385 亡くなった日から2週間以内
4	□ 市営住宅返還 単身で市営住宅にお住まいであった場合は、住宅返還の手続きをしてください。 返還に伴い、保証金の還付や未納家賃等の清算をする場合があります。 【手続きに必要なもの】 □ 死亡届の写し □ 来庁者の本人確認書類 □ 相続人の振込先口座がわかるもの(金融機関の通	期限:	5階 住宅政策課 市営住宅担当 620-7385 亡くなった日から2週間以内
5	□ 市営住宅世帯員変更家族と市営住宅にお住まいであった場合は、世帯員変更の手続きをしてください。【手続きに必要なもの】□ なし	窓口: 担当: 電話: 期限:	住宅政策課 市営住宅担当
~r	memo~		

□ 被相続人居住用家屋等確認申請書

空き家の発生を抑制するための特例措置として、空 き家となった住まい(昭和56年5月31日以前に建築さ れた家屋)を相続した方が、耐震改修又は取り壊し 後にその家屋又は敷地を譲渡した場合に、譲渡所得 の金額から3,000万円の特別控除を受けられる場合が あります。

その際、市が発行する「被相続人居住用家屋等確認 書」が必要になります。

その他、空き家に関する相談は住宅政策課へご連絡 下さい。

窓口: 5階

担当: 住宅政策課 民間住宅担当

電話: 620-7260

期限: 相続日から起算して3年を

経過する日の属する年の

12月31日まで

【手続きに必要なもの】

- □ 亡くなられた方の住民票除票
- □ 相続する方の住民票(発行日について規定があるので、お問合わせください。)
- □ 売買契約書のコピー
- □ 閉鎖事項証明書(取壊した場合のみ)
- □ 電気・ガス・水道(いずれか1つ)の中止日がわかる書類
- □ 更地の写真(取壊した場合のみ)
- ※相続開始の直前まで老人ホーム等に入所していた場合は追加で必要な書類があります。

※犬の登録番号や以前の飼い主の情報がわかると、手続きがスムーズです。

犬の登録

7 □ 飼い犬の登録事項変更届

犬の飼い主が亡くなった場合、新たに飼い主となる 方は、飼い犬の登録事項変更手続きをしてくださ

※新たな飼い主となる方が、市外の方の場合は、 当該区市町村でのお手続きとなります。

【手続きに必要なもの】

□ なし

窓口: 保健所(生活衛生課)

本庁舎1階15番(健康医療政策課)

担当: 生活衛生課 動物衛生担当

電話: 645-5113

期限: 飼い主が亡くなってから

30日以内

畜舎・家禽舎の管理内容変更

畜舎又は家禽舎の設置をしていた場合、設置物を引

き継いだ方は手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

□ なし

窓口: 保健所

担当: 生活衛生課 動物衛生担当

電話: 645-5113

期限: 設置者が亡くなってから

10日以内

市	営霊園		
9	□ 市霊園承継使用申請		
	区画墓地使用者であった場合、使用者の地位を承継 する方は手続きをしてください。	窓口: 担当: 電話:	斎場霊園事務所 霊園担当 664-5973
	【手続きに必要なもの】	期限:	使用者が亡くなった日から
	□ 全部事項証明書[戸籍謄本又は除籍謄本]		2年以内
	(使用者の亡くなったことが確認できる書類)		
	□ 全部事項証明書[戸籍謄本]・改製原戸籍など		
	(承継者と使用者との関係がわかるもの)		
	□ 承継者の住民票(本籍が記載されているもの)		
	□ 保証人となる方(使用者とは別に連絡先を登録す	る方) の信	主民票
	□ 使用券再交付手数料200円		
	□ 120円切手(使用券郵送の場合)		
	※承継者・保証人の方が八王子市に住民登録がある場	合、住民	票は不要です。
10	□ 市霊園使用券記載事項変更届		
	保証人(使用者とは別に連絡先を登録する方)が亡 くなられた場合、手続きをしてください。	窓口: 担当: 電話:	霊園担当
	【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
	□ 保証人となる方の住民票(本籍・世帯主の記載省	略可)	
	※保証人の方が八王子市に住民登録がある場合、住民票は不要です。		
11	□ 霊園管理料代納者設定・変更・取消届		
	少如老(佐田老に伏わって笠理料を如めて土)が土	窓口:	斎場霊園事務所
	代納者(使用者に代わって管理料を納める方)が亡 くなられた場合、手続きをしてください。	担当:	霊園担当
		電話:	664-5973
	【手続きに必要なもの】	期限:	お早めに
	□ なし		

下	水道(東京都水道局以外の方)		
12	□ 下水道使用者の変更		
		窓口:	2階
	下水道を使用していた方の相続人の方が継承する場 合、手続きをしてください。	担当:	下水道課
	台、子続きをしてくたさい。		使用料・負担金担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
	ロなし	期限:	使用者が亡くなってから
			7日以内
13	□ 下水道使用料障害者減免の変更		
		窓口:	2階
	亡くなられた障がい者の方と同居していた方がいる		下水道課
	場合は、変更手続きをしてください。	3— —	使用料・負担金担当
	【手続きに必要なもの】	雷話:	620-7290
			お早めに
		747157 -	ט ן טוכ
14	□ 定量で使用料金の認定を行っている井戸使用者の人数3		
17		窓口:	2階
	亡くなられた方と同居していた方がいる場合は、変		下水道課
	更手続きをしてください。	15-3.	使用料・負担金担当
	【手続きに必要なもの】	電話:	
			お早めに
		光DP以•	0) + 0)1C
15			
13	□ 小/2 丁// 文皿日//交叉	窓口:	2階
	新たに受益者となる方は、変更手続きをしてくださ		下水道課
	ر١ _°	153 ·	使用料・負担金担当
	【手続きに必要なもの】	重千・	620-7290
	□ なし	别· 以	使用者が亡くなってから 10日以内
			10口以内
1.6			
16	□ アかげ 10 恒 使用 日 ツ 冬 史	%0 □ •	ንፒቲ
	使用を継承する方は、変更手続きをしてください。	窓口:	
	区用で配子する月は、及史士祝ごをしてへたさい。	担ヨ·	下水道課
	「毛体さに以亜ももの」	ਜ =1.	使用料・負担金担当
	【手続きに必要なもの】		620-7290 +>= +>=
	□ なし	期限:	お早めに

17	□浄化槽管理者の変更報告書	
	管理者及び使用者を変更する場合は、手続きをして ください。	窓口: 北野衛生処理センター2階 担当: 水再生施設課 浄化槽担当 電話: 656-2282
	【手続きに必要なもの】	期限: 変更の日から30日以内
	□ なし	
18	□ 戸別浄化槽受益者の変更届	
	管理者及び使用者を変更する場合は、手続きをして	窓口: 北野衛生処理センター2階
		担当: 水再生施設課 浄化槽担当
		電話: 656-2282
	【手続きに必要なもの】	期限: すみやかに
	□ なし	

農地 20 □ 農地を相続された方の届出 窓口: 6階 農地を相続された方は、手続きをしてください。 担当: 農業委員会事務局(農林課内) 電話: 620-7402 【手続きに必要なもの】 期限: 農地取得を知った時点から □ 相続登記が完了している場合は登記事項証明書(写し可) おおむね10か月以内 □ 相続登記が完了していない場合は遺産分割協議書の写し

森	林		
21	□ 地域森林計画の対象森林を相続された方の届出		
	地域森林計画の対象森林を相続された方は、 手続きをしてください。	窓口: 担当: 電話:	6階 農林課 林務担当 620-7250
	【手続きに必要なもの】 □ 当該土地の位置を示す地図	期限:	相続開始の日から90日以内
	□ 当該土地の登記事項証明書		
	□ その他の原因を証明する書面		
水	路		
22	□ 水路占用許可の地位承継届		
		窓口:	2階

お口・ 水路占用許可を受けていて、その許可物件を承継す 担当: 水環境整備課 る方は、手続きをしてください。 維持・管理担当 【手続きに必要なもの】 電話: 620-7291 □ 地位承継届 期限: すみやかに □ 被相続人が持つ水路占用許可書 □ 全部事項証明書[戸籍謄本]など(亡くなられた方との関係がわかるもの) 23 / 水路占用料免除申請 窓口: 2階 水路占用許可の占用料が免除となっている場合は、 担当: 水環境整備課 地位承継届とあわせて提出してください。 維持・管理担当 【手続きに必要なもの】 電話: 620-7291 □ 占用料等減額・免除申請書 期限: すみやかに

借	地権などの権利変動		
25	□ 借地権などの権利変動に関する手続き		
	区画整理事業施行中地区内において借地権などの権	窓口:	5階
	利を申告されている方の承継者の方は、区画整理課	担当:	区画整理課 換地担当
	まで連絡の上、手続きをしてください。	電話:	620-7394
	【手続きに必要なもの】	期限:	お問い合わせください
	□ 権利変動届出書		
	□ 承継者の本人確認書類		
	□ 借地権関係書類(可能であれば)		

生活衛生関連施設(飲食店、診療所、薬局、理美容所等) 26 □ 食品衛生法等の営業許可に関する承継届・廃業届 窓口: 保健所 亡くなられた方から事業を承継する場合は承継届、 担当: 生活衛生課 食品衛生担当 廃止する場合は廃止届の手続きをしてください。 電話: 645-5115 【手続きに必要なもの】 期限: お早めに □ 承継届:営業者の死亡が確認できる書類 法定相続人が確認できる書類 法定相続情報一覧図の写し 同意書 □ 廃業届:営業許可書 27 □ 医事薬事関連施設(診療所、薬局等)の廃止届 窓口: 保健所 廃止する場合は廃止届の手続きをしてください。 担当: 生活衛生課 医薬指導担当 電話: 645-5114 期限: お問い合わせください 【手続きに必要なもの】 □ 担当にお問い合わせください 28 □ 環境衛生関連施設(理美容所、旅館、墓地等)の承継届・廃止届 窓口: 保健所 亡くなられた方から事業を承継する場合は承継届、 担当: 生活衛生課 環境衛生担当 廃止する場合は廃止届の手続きをしてください。 電話: 645-5142 期限: お問い合わせください 【手続きに必要なもの】 □ 担当にお問い合わせください

市役所以外の手続き

対象	主な手続き	問い合わせ先		
遺言書	□ 検認・開封	遺言者の住所地の家庭裁判所 東京家庭裁判所 立川支部		
相続放棄	□ 相続放棄の申立て	立川市緑町10-4 電話 042-845-0317		
相続税・所得税	□ 申告	八王子税務署 八王子市明神町4-21-3 電話 042-697-6221		
法定相続情報証明制度	□ 法定相続情報一覧図の取得 (各種相続手続きの負担軽減)	東京法務局八王子支局 八王子市明神町4-21-2 八王子地方合同庁舎1階・2階 電話 042-631-1377		
不動産登記関係	□ 土地・家屋等の相続登記			
年金	□ 厚生年金	八王子年金事務所 八王子市南新町4-1 電話 042-626-3511		
	□ 共済年金	各共済組合		
保険	□ 生命保険等の保険金請求	ご加入の生命保険会社		
	□ 損害保険等の名義変更・解約	こが八い土州体炎女社		
電気・ガス	□ 名義変更・解約	各契約会社		
水道・下水道	□ 名義変更・解約	東京都水道局 お客さまセンター 電話(ナビダイヤル) 0570-091-100 電話 042-548-5110		
NHK受信料	□ 名義変更・解約	NHKフリーダイヤル (9時から20時) 電話 0120-15-1515		
固定電話・携帯電話	□ 名義変更・解約	各契約会社		
インターネット	□ 名義変更・解約	各契約会社		
ケーブルテレビ	□ 名義変更・解約	各契約会社		

対象	主な手続き	問い合わせ先
	□ 住宅ローン	借入先金融機関
住宅	□ 都営住宅	東京都住宅供給公社 (9時~18時) 電話 0570-03-0071
	□ 賃貸住宅の名義変更・解約	家主・管理会社
	□ 預貯金口座の解凍	各金融機関等
 預貯金等	□ 株式の名義変更	各証券会社等
	□ 国債の記名変更、償還金受領	国債の裏面に記載されている償 還金支払場所
クレジットカード	□ 解約	各契約会社
	□ 運転免許証返納	八王子警察署 八王子市元本郷町3-19-1 電話 042-621-0110 高尾警察署 八王子市東浅川町23-34 電話 042-665-0110 南大沢警察署 八王子市南大沢1-8-3 電話 042-653-0110
車	□ 普通自動車の税金	八王子都税事務所 八王子市明神町3-19-2 電話 042-644-1111
	□ 普通自動車・バイク(125 c c 以上)の名義変更	東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 八王子市滝山町1-270-2 電話 050-5540-2034
	□ 軽自動車の名義変更	軽自動車検査協会 東京主管事務所八王子支所 青梅市新町6-18-2 電話 050-3816-3103
	□ パスポート返納	パスポートセンター 立川市曙町2-2-1-1 ルミネ立川店9F 電話 03-5908-0400
その他	□ 在留カード返納	東京出入国在留管理局 立川出張所 国立市北3-31-2 電話 042-528-7179
	□ シルバーパス返納	東京バス協会 電話 03-5308-6950

主な手続期限の目安

	死亡診断書・死体検案書を受け取る 死亡届の提出 埋火葬許可申請書の提出	7日以内
	健康保険の手続き 年金関係の手続き	14日以内
	児童手当の手続き 児童扶養手当の手続き	15日以内
	遺言書の確認 相続人の特定 相続財産の調査 相続財産の評価 相続放棄と限定承認	3か月以内
	故人の所得税の準確定申告	4か月以内
	遺産分割協議 相続税の計算 相続税の申告・納付 相続の名義変更手続き	10か月以内
	遺留分侵害額請求	1年以内
	葬祭費や高額療養費等請求 国民年金死亡一時金請求	2年以内
	未支給年金請求 寡婦年金請求 遺族年金請求	5年以内

全部事項証明書[戸籍謄本]などの郵送請求についてのご案内

1 請求・お問い合わせ先

※ 全部事項証明書[戸籍謄本]等の請求は、本籍のある市区町村のみの取扱いになります。 詳細は、本籍のある市区町村へお問い合わせください。

2 用意するもの

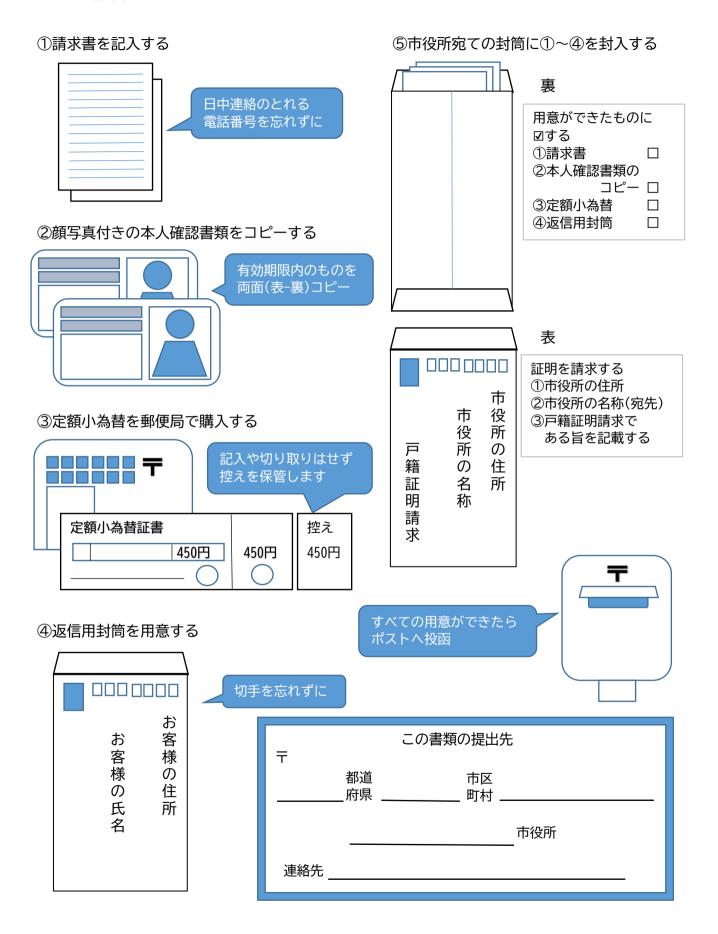
- ① 郵送請求書
- ② 本人確認書類のコピー (マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、健康保険証など)
- ③ 返信用封筒 (表面に返信先の住所を記入し、切手を貼り付けてください)
- ④ 手数料分の定額小為替(郵便局でお買い求めください) (無記名、切り取りのない状態で送付してください)
- ※ ご請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地に返送します。
- ※ ①~④を封入し、請求先市区町村へお送りください。

3 手数料について

手数料は市区町村により異なる場合があるため、請求先へお問い合わせください。 以下は、標準的な手数料(1通あたり)です。

1	戸籍全部事項証明書・個人事項証明書	450円
2	除籍・改製原戸籍の謄本・抄本	750円
3	戸籍附票	300円
4	記載事項証明書	350円

4 郵送請求までの流れ



戸 籍 郵 送 請 求 書

市長あて

本籍									
筆頭者	※戸籍のはじめに書いてある人。亡くなられて	いても変わり	りません。						
番号	番号(必要なもの)を〇で囲んでください。								
1	全部事項証明書(戸籍謄本)	通	ときは必要な人の氏名を必ず記入して下さい。						
2	個人事項証明書(戸籍抄本)	通	◎必要な人の氏名						
3	全部事項証明書(除籍謄本・抄本)	通							
4	改製原戸籍(謄本・抄本)	通	※相続の場合は必ず記入してください。						
5	戸籍の附票(全員または個人)	通	()様死亡に伴う手続きで						
6	記載事項証明書(通	□死亡した人の出生~死亡まで						
7	受理証明書(通	各() 通必要						
8	身分証明書	通	□死亡した人の婚姻~死亡まで						
※全※	部事項証明書[戸籍謄本]とは、その戸籍	籍の全部 しゅうしゅう	各() 通必要						
個。	人事項証明書[戸籍抄本]とは、その戸籍	籍の個人	□()と()の関係が						
の [:]	ものを写したものです。		わかるものが()通必要						
最近	2週間以内に戸籍の届出をした方は、記	記入してく	ださい。						
令和	年月日に()届を	()市区町村に提出						
附票	請求の場合、必要な住所がある時は、詞	記入して下	さい。						
	住所:〒								
請求者	日中連絡のとれる電話番号: (自宅・	携帯)							
者	氏名:								
	筆頭者との続柄: 本人・夫・妻・子	・孫・父母	計・祖父母・その他 ()						
 	□()年金の()手	続きのため	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,						
使用品	()へ提出								
目的	□保険金請求のため()へ提出						
	口その他()						
	数料は、郵便局の定額小為替(無記名で	-	のない状態)をご用意ください。 						
	※現金・切手・印紙はお受けできません								
<u>しご</u>	・ご請求いただいた証明書は、請求者の住民登録地に返送します。								

※ 戸籍に関する証明書は、本籍のある市区町村のみの取扱いになります。

詳細は、本籍地の市区町村にお問い合わせください。

市役所各種専門相談のご案内

注意事項

対象は市内在住の方で、費用は無料です。 法人や個人事業主等の営業・営利に関する相談はできません。



予約は電話またはオンラインで受け付けます。

・申込先: ☎042-620-1164 又は 右の二次元コードから (八王子駅南口総合事務所)

・申込開始日時 電話:相談日の6日前(土・日曜日、祝・休日の場合は翌日)の午前9時30分から受付。

Web:毎週金曜日の午前0時に、その日から翌々週の木曜日までの予約を受付。

相談名 (相談員)	主な内容	面談	電話	期日※	時間	会場	定員 (先着順)	
			0	毎週 月・水・金曜日	午後1時30分 ~4時30分	市役所本庁舎 (1階3番窓口)		
)+/+\In=\/	離婚、相続、借金	0	0	毎週火曜日	午後3時45分 ~7時	八王子駅南口 総合事務所		
法律相談(弁護士)	等民事上の法律問 題	0	0	毎週木曜日	午後1時30分	子安町4-7-1サザン スカイタワ-八王子4F	各6組	
		0	0	毎週金曜日	~4時30分	南大沢事務所 南大沢2-27 フレスコ南大沢1F		
税金相談(税理士)	相続税、贈与税等 の税金	0	×	毎月 第1水曜日	午後1時30分 ~4時30分		6組	
不動産相談	不動産売買、借地 借家の賃料・更新 料、不動産価格	0	0	①毎月 第1火曜日				
①宅地建物取引士 ②宅地建物取引士 ②宅地建物取引士 3不動産鑑定士		借家の賃料・更新	0	×	②毎月 第3火曜日			
		0	0	③毎月 第4火曜日	午後1時30分 ~4時		各5組	
司法書士法律 (司法書士)	所有権移転登記、 簡易裁判所での手 続き	0	0	毎月 第4金曜日		市役所本庁舎 (1階3番窓口)		
登記相談 (司法書士及び 土地家屋調査士)	土地・建物の登記 全般、境界、測量	0	0	毎月 第2火曜日				
相続・遺言等 暮らしの手続相談 (行政書士)	遺言書・遺産分割 協議書の作成方法 等の相続手続き	0	0	毎週木曜日	午後1時30分 ~4時30分		各6組	
年金・雇用保険・ 労働条件相談 (社会保険労務士)	年金、雇用保険、 社会保険、長時間 労働・解雇等の労 働問題	0	0	毎月 第2金曜日	午後1時30分 ~4時		5組	

^{※:}土・日曜日、祝・休日、年末年始とその前後期間等を除く。

あなたの相続手続を応援します!

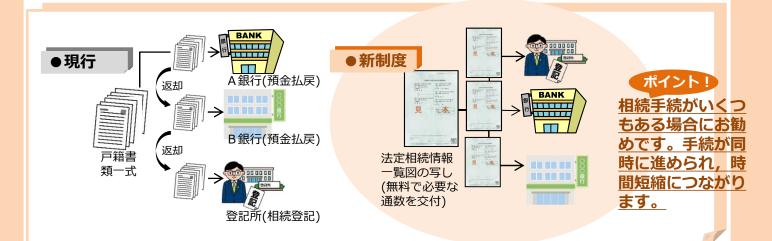
法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から,全国の登記所(法務局)において,各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート!この制度を利用することで,各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※)。

※ 相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



手続の流れ

~法定相続情報証明制度の手続の3STEP!~

STEP1

必要書類の収集



STEP2

法定相続情報 一覧図の作成



STEP3

申出書の記入・登記所へ申出



法定相続情報一覧図 の写しの交付

戸籍謄本の束の代わりとして 各種相続手続へお使いください。



法定相続情報証明制度の詳しい手続は,

法務局ホームページ



でもご覧いただけます。



STEP1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。

(注)同一の申出人が,同一の登記所に対して同時に 2 件以上の申出を行う場合において,以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については, 1 通のみ提出いただくことで差し支えありません。

~必ず用意する書類~

	書類名	取得先	確認
1	✓ 被相続人(亡くなられた方)の戸除籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を用 意してください。	被相続人の本 籍地の市区町 村役場	
2	✓ 被相続人(亡くなられた方)の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を用意してください。	被相続人の最 後の住所地の 市区町村役場	
3	✓ 相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を用意してください(被相 続人が死亡した日以後の証明日のものが必要です。)。	各相続人の本 籍地の市区町 村役場	
4	 ✓ 申出人(相続人の代表となって,手続を進める方)の氏名・住所を確認することができる公的書類 具体的には、以下に例示(※1)する書類のいずれか一つ ◆ 運転免許証の表裏両面のコピー(※2) ◆ マイナンバーカードの表面のコピー(※2) ◆ 住民票記載事項証明書(住民票の写し) など ※1上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2原本と相違がない旨を記載し、申出人の記名をしてください。 	_	

~必要となる場合がある書類~

	書類名	取得先	確認
5	✓ (法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合) 各相続人の住民票記載事項証明書(住民票の写し) 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続 人の任意によるものです。	各相続人の住 所地の市区町 村役場	
6	 ✓ (委任による代理人が申出の手続をする場合) ⑥-1 委任状 ⑥-2 (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族関係にあることが分かる戸籍謄本(①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。) ⑥-3 (資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の身分証明書の写し等 	⑥-2について, 市区町村役場	
7	✓ (②の書類を取得することができない場合) 被相続人の 戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなど して取得することができない場合は,被相続人の戸籍の附票を用 意してください。	被相続人の本 籍地の市区町 村役場	

STEP2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人(亡くなられた方)及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 〇県〇市〇町〇番地 最後の本籍 〇県〇郡〇町〇番地 出生 昭和〇年〇月〇日 死亡 平成28年4月1日 (被相続人) 法 務 太 郎

住所 〇県〇市〇町三丁目45番6号 出生 昭和〇年〇月〇日 (妻)

法 務 花 子

以下余白

住所 〇県〇郡〇町〇34番地 出生 昭和45年6月7日 (長男)

法務 一郎 (申出人)

住所 〇県〇市〇町三丁目45番6号 出生 昭和47年9月5日 (長女)

·相 続 促 子

住所 〇県〇市〇町五丁目4番8号 出生 昭和50年11月27日 (養子)

登記 進

その他の留意点2

✓ 続柄については、子であれば「子」、 配偶者であれば「配偶者」と記載し ても差し支えありません(ただし、そ の場合は、相続税の申告手続等にお使いい ただけない場合があります。)。 作成日:〇年〇月〇日

作成者:〇〇〇士 〇〇 〇〇 (事務所:〇市〇町〇番地) 法定相続情報一覧図の記入様式は, 法務局ホームページ Q に掲載 しています。

法定相続情報一覧図は, A 4 サイズの白い紙に記載してください。

その他の留意点1

- ✓ 被相続人の最後の本籍の記載は任 意です。
- ✓ 相続人の住所の記載は任意です (記載した場合は,その相続人の 住民票記載事項証明書が必要で す。)。
- ✓ 相続放棄をした相続人がいる場合 も、一覧図には氏名、生年月日及 び続柄を記載してください。
- ✓ 推定相続人が廃除された場合は、 その方の氏名、生年月日及び続柄 は記載しないでください。

STEP3 申出書の記入,登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、STEP1で用意した書類、STEP2で作成した法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をします。

				iZ	<u> </u>	作 有	一見!	凶の体	官以	<u>UX11</u>	の甲出書
申	出	年	月	日	令和	年	月	日	法定相	続情報番号	
被	相紡	人(の表	示	氏 最後の信 生 年 月 死亡年月	日		年年	月月	日日	
申	出力	(の	表	示	住所 氏名 連絡先 被相続人	、との紀	— 売柄	-	-)
代	理丿	、の	表:	示	住所(事 氏名 連絡先 申出人と		_ K	- □法定	- E代理	人	□委任による代理人
利	用	E	3	的	□不動産 □年金等 □その他	手続]預貯金	②の払	戻し □]相続税の申告)
	要 な ・交	-		通						□郵送 ■人)の表示) 欄にある住所(事務所)となる。
	相紉 動産			の	□有□無	(有の場合	3. 不加	协産所在事	項又は2	下動産番号を	以下に記載する。)
申種	出 先 別	登:	记所	íの		続人の信					の最後の住所地 名義の不動産の所在地
付続	上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差										

(地方) 法務局

申出をする登記所

以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地

申出や一覧図の写しの交付は, 郵送によることが可能です。

一覧図の写しの交付のため,返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

一覧図の写しは, 相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは, 相続手続に必要な限度の通数をお求めください。

申出後は,登記官が提出書類の不足や誤りがないことを確認し,一覧図の写しを交付します。

申出書は, 法務局ホームページ Q に掲載しています。

支局・出張所

よくあるご質問

手数料はかかりますか?

本制度は,無料でご利用いただけます。

※戸籍謄本の取得には,所定の手数料が必要となります。 また,郵送による申出や一覧図の交付に当たっては,所定 の郵送料が必要となります。

提出した戸籍謄本は返却されますか?

戸籍謄本等は,一覧図の写しを交付する際に併せて返却します。

※STEP1で示す「必ず用意する書類/必要となる場合がある書類」に掲げる①、②(⑦)、③及び⑤は、登記官が内容を確認した後、一覧図の写しを交付する際に返却します。なお、⑥は、原則返却しませんが、原本と併せてコピー(原本と相違がない旨を記載し、代理人の記名がされたもの)が提出された場合は、その原本を返却します。

一覧図に記載する被相続人との続柄については,必ず戸籍に記載される続柄を記載する必要はありますか。

申出人の選択により、続柄を「子」と記載することでも差し支えありません。ただし、続柄を「子」と記載した場合は、相続税の申告等、これを利用することができない手続がありますので、ご留意ください。

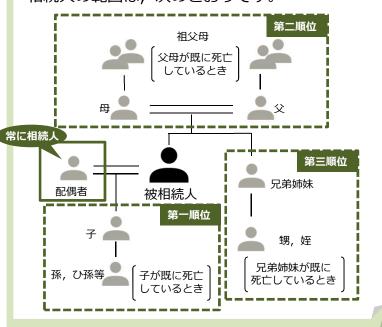
一覧図に相続人の住所は記載しなくても よいのですか。

法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは相続人の任意とされていますが,記載することにより,その後の手続(例:相続登記等の申請,遺言書情報証明書の交付の請求等)において各相続人の住所を証する書面(住民票の写し)の提供が不要となることがあります。

※詳細については、法定相続情報一覧図の写しの提出先となる各機関へお問い合わせください。

家族のうち,誰が相続人となるのですか?

相続人の範囲は、次のとおりです。



申出の手続をとる時間がありません。 誰かに頼むことはできますか?

申出の手続は,次の資格者代理人に依頼することが できます。

- ・弁護士・司法書士・土地家屋調査士
- ・税理士 ・社会保険労務士 ・弁理士
- ·海事代理士 · 行政書士

%本制度の委任による代理は,上記の専門家のほか,申出人の親族に限られます。

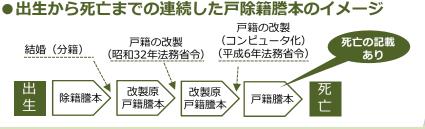
一覧図の写しが追加で必要となりました。 再交付を受けることは可能ですか?

再交付をすることは可能です。

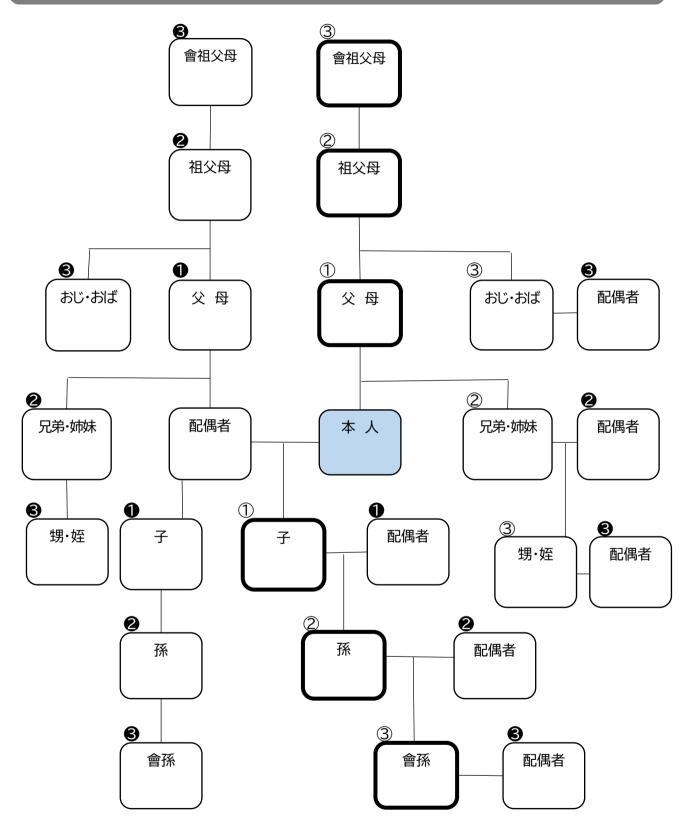
※提出された法定相続情報一覧図は、登記所において 5 年間保管されます。この間は、一覧図の写しを再交付することが可能です。再交付の申出書は、法務局ホームページをご覧ください。

被相続人の出生から亡くなるまでの戸除籍謄本とは何ですか?

相続人を特定するためには、被相続人(亡くなられた方)の全ての戸除籍謄本を漏れなく確認する必要があります。戸籍は、被相続人が生まれてから結婚による分籍や転籍、戸籍のコンピュータ化による改製などにより、複数種類にわたる場合があります。市区町村役場で戸籍謄本を請求する際は、相続手続に必要なため、被相続人の出生から亡くなるまでの連続した戸除籍謄本が必要であることをお伝えください。



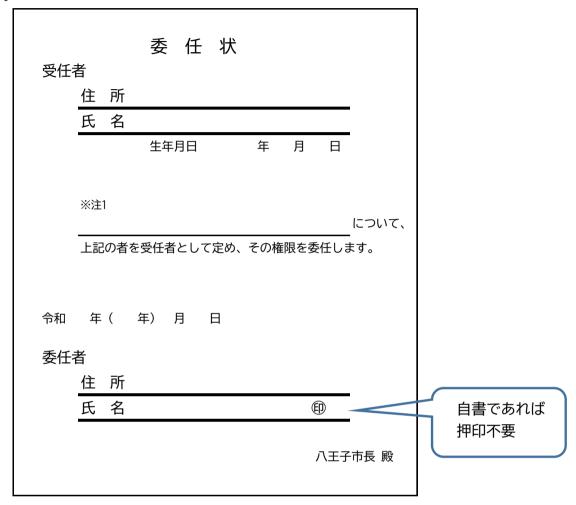
家系図(三親等以内の親族)



- 注1 ご本人欄が亡くなられた方です。
- 注2 お手続きをされる方の続柄の参考にお使いください。
- 注3 続柄の数字は、一親等から三親等までの血族(①~③)と姻族(❶~❸)を表示しています。
- 注4 太枠で囲われている方が直系の親族です。

委任状(書式例)

1 書式例



2 補足説明及び注意事項

- ① 注1の部分に、委任内容を具体的に記載ください。
 - 例) 私に係わる戸籍謄本1通の請求及び受領 私の世帯全員の住民票の写し2通の請求及び受領 令和●年度分 市民税・都民税課税非課税証明書1通の請求及び受領 死亡した父○○の住民票(除票)の写し1通の請求及び受領
- ② 窓口で、受任者の方の本人確認をさせていただきます。 お名前の確認できるご本人の確認資料をお持ちください。
- ③ この書式及び記載例は、おくやみコーナーの利用を想定したものです。 別の用途で使用される際は、提出先に記載内容を確認してください。

おくやみハンドブック 令和6年(2024年)2月 第7版発行

八王子市 市民部 市民総務課 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 電話 042-620-7424(直通)